

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日(当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

### ◇教委規則

鳥取県立図書館管理規則(生涯学習課)

鳥取県教育委員会事務局組織規程及び教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則(総務課)

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則(教職員課)

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則(指導課)

鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則(同和教育課)

鳥取県営屋内プールの管理に関する規則の一部を改正する規則(体育保健課)

鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令(総務課)

### ◇教委訓令

## 教育委員会規則

鳥取県立図書館管理規則をここに公布する。

平成二年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

### 鳥取県教育委員会規則第二号

#### 鳥取県立図書館管理規則

#### (目的)

第一条 この規則は、鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例(平成二年三月鳥取県条例第七号)の規定に基づき、鳥取県立図書館(以下「図書館」という。)の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。(内部組織及び分掌事務)

第二条 図書館に、次の表の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該下欄に掲げる係を置く。

総務課	
情報相談課	図書係 郷土資料係 普及係
資料課	収書係 整理係

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

#### 総務課

- 一 図書館の施設の管理に関すること。
- 二 鳥取県立図書館協議会(以下「図書館協議会」という。)に関すること。

三 講演会、講習会、展示会等の開催に関する事。

四 広報に関する事。

五 庶務に関する事。

六 その他他課の所管に属しない事。

情報相談課

一 図書、記録、映像録音資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の利用に関する事。

二 図書館資料に係る参考相談に関する事。

三 市町村立図書館、公民館図書室、学校図書館等との連絡及び協力に  
関すること。

四 図書館資料の相互貸借に関する事。

五 読書活動の推進に関する事。

資料課

一 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事。

二 図書館資料の調査及び研究に関する事。

三 図書館資料目録の作成に関する事。

四 電子情報処理組織の管理運営に関する事。

（係の分掌事務）

第三条 係の分掌事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。  
これを変更したときも、同様とする。

（職制）

第四条 図書館に館長を、課及び係にそれぞれその長を置く。

2 前項の長の職務を補佐させ、及び長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、図書館に次長を、課に課長補

佐を置くことができる。

（職員の種類）

第五条 図書館の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）の種類は、事務職員及び技術職員とする。

（職員の職）

第六条 図書館の職員の職は、別表のとおりとする。

（職員の分担事務）

第七条 職員の分担事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。  
い。

（開館時間）

第八条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

一 一般図書室及び郷土資料室 午前九時から午後六時三十分（土曜日及び日曜日にあつては、午後五時）まで

二 その他 午前九時から午後五時まで

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時にこれを変更することができる。

3 教育委員会は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

（休館日）

第九条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

一 月曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する国民の祝日及び休日（月曜日を除く。）

三 毎月末日（十二月にあつては、同月二十七日）

四 一月二日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までの日

五 図書館資料の整理等のために必要な期間として館長が定める期間中の日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 教育委員会は、第一項第五号の規定により休館するとき、又は前項の規定により臨時に休館し、若しくは休館日に開館するとき、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

(行為の制限等)

第十条 図書館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

一 図書館の施設設備若しくは図書館資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

二 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食すること。

三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

四 その他教育委員会が定める行為

2 教育委員会は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、図書館への入館を拒み、又は図書館からの退去を命ずることができる。

(図書館協議会)

第十一条 図書館協議会の運営に関し必要な事項は、図書館協議会が別に定める。

(委任)

第十二条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理に関し必要な事項

は、教育委員会の承認を得て、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二年四月一日から施行する。

(鳥取県立図書館規程の廃止)

2 鳥取県立図書館規程(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第八号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則施行の日から平成二年九月三十日までの間における図書館の開館時間は、第八条第一項の規定にかかわらず、午前九時から午後五時までとする。

4 附則第二項の規定による廃止前の鳥取県立図書館規程の規定のうち鳥取県立米子図書館に関する部分は、同項の規定にかかわらず、平成二年六月三十日までの間、なおその効力を有するものとする。

別表(第六条関係)

一 事務職員又は技術職員をもって充てる職

館長・次長・課長・課長補佐・主幹・係長・主任・現業主幹

二 事務職員をもって充てる職

主事・司書・資料相談員

三 技術職員をもって充てる職

運転士

鳥取県教育委員会事務局組織規程及び教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県教育委員会事務局組織規程及び教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

(鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正)

第一条 鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和三十九年四月鳥取県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表体育保健課の項中「競技スポーツ係」の下に「国民体育大会準備室」を加える。

第三条体育保健課の項に次の一号を加える。

十一 国民体育大会冬季大会スキー競技会の開催準備に関すること。

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第二条 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和四十四年十二月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表の第二号中「文化財主事」の下に「体育主事」を加える。

附 則

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中

西部農業高等学校

を

淀江産業技術高等学校

に改める。

附 則

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和三十五年七月鳥取県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、高等学校又は大学に在学する」を「大学に在学するものうち、」に、「心身健全、かつ」を「心身健全であつて、かつ」に、「奨学資金」を「育英奨学資金」に改める。

第二条の見出しを「（奨学資金の貸与）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

育英奨学資金（以下「奨学資金」という。）は、次に掲げる要件を備えている者に対して貸与するものとする。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 大学に在学する者であること。

第二条第二項及び第三項を削る。

第三条の表を次のように改める。

区 分	金 額
国立又は公立の大学	月額 二万四千元
私立の大学	月額 三万三千元

第四条中「奨学生として決定された日の属する」を「奨学資金の貸与を受けることとなつた」に、「終期」を「終了する月」に改める。

第五条を削り、第四条の次に次の見出し及び三条を加える。

（奨学資金の貸与の申請）

第五条 奨学資金の貸与の申請は、高等学校在学時申請と大学在学時申請に区分して行うものとし、当該申請に係る資格を有する者は、それぞれ

次の各号に定めるとおりとする。

一 高等学校在学時申請 県内に住所を有する者の子弟で高等学校の第二学年に在学するもの（学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程又は通信制の課程に在学する者にあつては、二十単位以上の単位を修得している者）

二 大学在学時申請 県内に住所を有する者の子弟で大学に在学するもの

第五条の二 奨学資金の貸与を受けようとする者のうち前条第一号の規定に該当する者は、鳥取県育英奨学資金貸与申請書（別記様式第一号）に、次に掲げる書類を添付して、在学高等学校の長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

一 鳥取県育英奨学資金貸与推薦調書（別記様式第二号）

二 その者の属する世帯の所得を証する書類

三 その他教育委員会が必要と認める書類

2 教育委員会は、前項の申請書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、将来奨学資金を貸与することが適当と認めるときは、当該申請者を奨学資金貸与予定者（以下「貸与予定者」という。）として決定するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により、貸与予定者を決定したときは、その旨を本人及びその者が在学する高等学校の長に通知するものとする。

4 貸与予定者は、第二項の規定による決定を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して三年以内（定時制の課程又は通信制の課程に在学する者にあつては、四年以内）に大学に入学できなかったときは、その資格を失うものとする。

5 貸与予定者は、大学に入学したときは、直ちに鳥取県育英奨学資金貸与予定者進学届出書(別記様式第三号)に在学証明書を添付して教育委員会に提出しなければならない。

第五条の三 奨学資金の貸与を受けようとする者のうち第五条第二号の規定に該当する者は、鳥取県育英奨学資金貸与申請書に、次に掲げる書類を添付して、出身高等学校の長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。ただし、高等学校を卒業しないで大学に入学した者については、当該申請書に第二号から第四号までに掲げる書類を添付して教育委員会に提出するものとする。

一 鳥取県育英奨学資金貸与推薦調書

二 その者の属する世帯の所得を証する書類

三 在学証明書

四 その他教育委員会が必要と認める書類

第五条の三の次に次の二条を加える。

(連帯保証人)

第五条の四 奨学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならぬ。

2 前項の連帯保証人は、二人とし、そのうち一人は申請者が未成年である場合はその保護者(親権を行う者又は後見人をいう。)、成年者である場合は父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。

(奨学資金の貸与の決定及び通知)

第五条の五 教育委員会は、第五条の二第五項の規定による届出書又は第五条の三の規定による申請書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、奨学資金を貸与することが適当と認めるときは、貸与の決定

をし、その旨を本人に通知するものとする。

第六条第一項中「奨学生として決定された者」を「前条の規定により奨学資金の貸与の決定を受けた者(以下「奨学生」という。)」に改める。

第七条第二項を削る。

第八条を次のように改める。

(奨学資金の休止)

第八条 奨学生が休学したときは、当該休学した日の属する月の翌月分(その日が月の初日であるときは、その月分)から復学した日の属する月の前月分までの奨学資金の貸与を休止する。

第九条第一項第一号を次のように改める。

一 退学したとき。

第九条第一項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とする。

第十五条第一項第一号中「復学し、又は進学した」を「又は復学した」に改め、同項第二号中「第二号、第四号、第五号」を「又は第四号」に改める。

別記様式第一号から別記様式第四号までを次のように改める。

別記様式第一号(第五条の二、第五条の三関係)
その1 高等学校在学時申請書

鳥取県育英奨学資金貸与申請書
フリガナ申請者氏名
生年月日
住所
郵便番号
電話番号(局番)
在学高等学校名
立分校
課程科第学年
統柄氏名
所得等の収入金額(税所得(利益)・売上高金額(税込))
統柄氏名
設置者別
学校種類別
学年
通学別(小・中を除外)
本人
就学者
生計を一にする家族及びその所得

家庭事情
特別の事情
(1)母子父子世帯
(2)就学者のいる世帯
(3)障害者のいる世帯
(4)長期療養者のいる世帯
(5)別居している世帯
(6)災害を受けた世帯
(7)父母以外の所得がある世帯
(8)その他特別な事情がある世帯
(上記に該当する世帯にあつては、その事情、状況等を具体的に記載すること。)

鳥取県教育委員会
申請者氏名
住所
連帯保証人氏名
住所
連帯保証人氏名
住所
本人との続柄( )
年月日生
年月日生

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、育英奨学資金の貸与を申請します。
備考
1 印は、該当のものを○で囲むこと。
2 別居「家庭事情」の欄は、主たる家計支持者に○印、
3 類を添付すること。

別記様式第一号(第五条の二、第五条の三関係) その2 大学在学時申請用

鳥取県育英奨学資金貸与申請書

フリガナ 申請者氏名	住所	郵便番号	性別 男 ● 女 ●	電話番号(局番)
生年月日	年 月 日	年 月	学生	
大学名	※国・公・私立	※国・公・私立	※国・公・私立	※国・公・私立
大学所在地	※国・公・私立	※国・公・私立	※国・公・私立	※国・公・私立
出身高等学校	立	年 月 卒業	所得等の収入金額(税込)・売上高金額(税込)	大学入学資格検定合格(利益)・無
	氏名	高等学校	年 月 卒業	所得等の収入金額(税込)・売上高金額(税込)

就学者を除く家族

就学者	続柄	氏名	設置者別	学校種類別	学年	学年	自宅外(小・中を除く)
			国・公・私立	大・小・高・高専	学年	学年	自宅外(小・中を除く)

生計を一にする家族及びその所得

特別な事情	該当欄(該当する欄に○を付けること。)	特別な事情	該当欄(該当する欄に○を付けること。)
(1)母子父子世帯		(5)別居している世帯	
(2)就学者のいる世帯		(6)災害を受けた世帯	
(3)障害者のいる世帯		(7)父母以外の所得がある世帯	
(4)長期療養者のいる世帯		(8)その他特別な事情がある世帯	
(上記に該当する世帯にあつては、その事情、状況等を具体的に記載すること。)			

上のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、育英奨学資金の貸与を申請します。

年 月 日

鳥取県教育委員会 殿

申請者 氏名 ○●  
連帯保証人 氏名 ○●  
住所 本人との続柄( ) 年月日生 ○●  
連帯保証人 氏名 ○●  
住所 本人との続柄( ) 年月日生 ○●

備考

1 ※印は、該当のものを○で囲むこと。の欄は、主たる家計支持者に○印、

2 「生計を一にする家族及びその所得」の欄は、主たる家計支持者に○印、

3 別居者に×印を付けること。

4 「家庭事情」の欄の③から⑥までに該当する場合は、その事由を証する書類を添付すること。



別記様式第二号 (第五条の二、第五条の三関係)

鳥取県育英奨学金貸与推薦調書			
氏名	立	高等学校	課程
在学又は出身 高等学校名	分	校	※ 在籍・卒業
学年	第	学年	単位
学習成績の評定平均値	修得単位数	単位	単位
人物総合判定	※ A	B	C
健康診断就学判定	※	可	不可
推薦所見	<p>上記の者は、鳥取県育英奨学金の貸与を受ける者として、適当であると認め推薦します。</p> <p>年 月 日</p> <p>高等学校長 氏名</p> <p>鳥取県教育委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">職印</p>		

備考 ※印は、該当のものを○で囲むこと。

別記様式第三号 (第五条の二関係)

鳥取県育英奨学金貸与予定者進学届出書	
大学名	※ 国・公・私立 大学 ( 年制 )
※ 星間部・夜間部	
大学所在地	
他の奨学金の貸与・給付の有無	※ 有 ・ 無
<p>上記のとおり相違ありませんので、お届けします。</p> <p>年 月 日</p> <p>鳥取県教育委員会 殿</p> <p>貸与予定者 氏名 住所 ①</p> <p>連帯保証人 氏名 住所 ②</p> <p>連帯保証人 氏名 住所 ③</p>	

備考 ※印は、該当のものを○で囲むこと。

別記様式第四号 削除

別記様式第五号中「を許可されました」を「の決定を受けました」に改める。

別記様式第八号中

高等学校	年	月	日
卒業、退学、転学、死亡、辞退、その他取止め			

を

大	学	年	月	日
卒業、退学、死亡、辞退、その他取止め				

に改める。

別記様式第十二号中「(注意) 大学に進学した場合は大学在学証明書を出すこと。」を削る。

附則

- 1 この規則は、平成二年四月一日から施行する。
- 2 平成二年四月一日前から引き続き奨学資金の貸与を受けている者(貸与を休止されている者を含む。)に係る奨学資金の貸与については、この規則による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第六号

鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県進学奨励資金貸与規則(昭和五十七年九月鳥取県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条の表中「一五、五〇〇円」を「一六、〇〇〇円」に、「三六、〇〇〇円」を「三七、〇〇〇円」に、「三五、〇〇〇円」を「三六、〇〇〇円」に、「六一、〇〇〇円」を「六四、〇〇〇円」に改める。

附則

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

鳥取県管屋内プールの管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第七号

鳥取県管屋内プールの管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県管屋内プールの管理に関する規則(昭和五十五年八月鳥取県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

様式第三号その1備考以外の部分を次のように改める。

個人用

(入館時間) (退館時間) No. \_\_\_\_\_

個人利用券

年 月 日

基本料金 ¥ \_\_\_\_\_

超過料金 ¥ \_\_\_\_\_

鳥取県営屋内プール

裏

1 この券に領収印の無いものは、使えません。

2 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。

3 この券は、退館の際必ず返却してください。

様式第三号その2備考以外の部分を次のように改める。

団体用

(入館時間) (退館時間) No. \_\_\_\_\_

団体利用券

区 分	料 金	人 員	金 額
幼児	円	人	円
児童又は中学校の生徒			
高等学校の生徒			
小学生又は一般人			
幼児			
児童又は中学校の生徒			
高等学校の生徒			
小学生又は一般人			
計			

基本料金 ¥ \_\_\_\_\_

超過料金 ¥ \_\_\_\_\_

年 月 日

鳥取県営屋内プール

裏

1 この券に領収印の無いものは、使えません。

2 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。

3 この券は、退館の際必ず返却してください。

附 則

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第八号

鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則の一部を改正する規則  
鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則（昭和五十七年六月鳥取県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（口径四・五ミリメートルのものに限る。）」を削る。

附 則

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

鳥取県教育委員会訓令第一号

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令  
鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程（昭和三十三年六月鳥取県教育委員会訓令第二号）を次のように改正する。

第八条第二項の表中「課長補佐」を「課長（図書館の課長に限る。）、課長補佐」に、「次長（米子図書館）」を「次長（）」に改め、「総務室長」の下に、「国民体育大会準備室長」を加え、「及び研修主事」を「、体育主事、研修主事及び資料相談員」に改める。

別表第一事務局本庁の項中

課長補佐	課長補佐
秘書企画室長	秘書企画室長
総務室長	総務室長
	国民体育大会準備室長

に、

総務室長
係長

を

総務室長
国民体育大会準備室長
係長

に改める。

別表第一図書館の項を次のように改める。

図書館	課長	次長	館長
	課長補佐	課長	館長
右以外の職員	課長（係を置く課の課長を除く。）		館長

別表第二の二の表以外の部分及び別表第二の三の表以外の部分中「及び研修主事」を「、体育主事、研修主事及び資料相談員」に改める。

附 則

この訓令は、平成二年四月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】